

# 令和4年度久留米市障害者差別解消支援地域協議会

## 第2回 議事録要旨

次 第	<b>1 開会</b> <b>2 委嘱状交付</b> <b>3 協議事項</b> (1) (仮称)久留米市障害者差別禁止条例策定の進捗状況について② <b>4 その他</b> <b>5 閉会</b>
開催日時	令和5年3月2日(木) 19:00～20:25
開催場所	久留米商工会議所2階202会議室
出席者 (敬称略)	1.久留米市手をつなぐ育成会 2.久留米市精神障害者地域家族会 3～6.久留米市障害者差別禁止条例をつくる会 7.久留米市小学校長会 8.久留米市中学校長会 9.久留米市私立幼稚園協会 10.久留米市社会福祉協議会 11.久留米市障害者基幹相談支援センター 12.久留米市介護福祉サービス事業者協議会 13.久留米市障害者支援施設協議会 14.久留米医師会 15.久留米商工会議所 16.久留米公共職業安定所 17.弁護士会筑後支部 18.久留米人権擁護委員協議会 19.久留米大学 20.久留米市校区まちづくり連絡協議会 21.久留米市民生委員児童委員協議会 22～24.公募委員3名
欠席者 (敬称略)	1.久留米市身体障害者福祉協会 2.久留米市保育協会 3.久留米市立久留米特別支援学校 4.西鉄バス久留米株式会社 5.福岡県料飲業生活衛生組合連合会筑後支部
内 容	<b>1. 開会</b> 29名中、24名参加のため会議成立  <b>2. 委嘱状交付</b> 所属団体での異動等に伴い2名の方へ新たに委員委嘱。  <会長> 傍聴希望者の確認 <事務局> 傍聴希望者1名  <b>3. 協議事項</b> (1) (仮称)久留米市障害者差別禁止条例策定の進捗状況について

<事務局>別紙1、別紙2、別紙3、参考資料1、参考資料2を用いて説明

- ・令和元年11月から令和4年9月までの経過（久留米市障害者差別禁止条例をつくる会からの条例制定の請願提出から、本協議会や条例検討WGでの開催状況、差別の定義、禁止規定の協議など）を説明。
- ・今回の協議事項は手続規定と施策規定であり、WGでの協議結果である素案を提示。
- ・まず、手続規定では、初期相談や助言、あっせん、勧告や公表などを定め、相談では相談体制を整備すると明記。さらに、申し立て支援を追加。これはWG委員より、差別を受けた人が市長に対し助言やあっせんの申し立てを行う支援についても追加すべきという意見を踏まえたもの。
- ・助言やあっせんとは、初期相談で当事者間に対し説明や調整を行ってなお事案が解決しない場合に、次の段階として市長に助言やあっせんの申し立てを行うことができること。この申し立てを行う際に、どのようにして行えばいいのかということ支援すること。
- ・調整委員会を規定しており、名称や人数については今後検討する。調整委員会とは、市の附属機関として設置し、委員には第4項の規定のとおり、権利擁護などの専門家等によって委員を構成し、当事者やその家族、支援団体の方も委員として含むようにしている。この調整委員会は市長の求めに応じて、差別事案の助言やあっせんを行う。
- ・助言やあっせんの申し立てに関わる調査については、申し立て窓口として調査から円滑に移行できるよう障害者福祉課を想定している。初期相談で調査が十分に行われた場合には、ここでの調査を省略できるように規定している。
- ・助言やあっせんについては、市長が調整委員会に対して助言やあっせんを求めるように規定をしている。この求めに応じて、調整委員会では市長から提供された調査結果や当事者等に聴取などを行い、助言やあっせんを行うと規定している。
- ・措置の求めや勧告等を規定。これは調整委員会の助言やあっせんに従わないときに、市長から該当者に対し必要な措置を行うように求め、市長は勧告等を行うように規定している。
- ・最後に、市長の勧告に従わない場合にはその旨を公表することができると規定している。以上が、手続規定のWGでの素案。
- ・続いて、施策規定の説明。この規定は、当事者団体との意見交換において出された意見から施策のヒントとなるものを抜き出し、それを分類して条例検討WGにおいて検討し素案を作成した。
- ・まず初めに、施策推進として、啓発・理解促進、情報発信、教育保育などの分野について、基本的な施策を策定し推進するために基本方針を定めるよう規定した。また、施策推進の評価等の意見聴取を行う機関として、本協議会を規定している。
- ・理解啓発促進については、市と当事者団体が連携して市民や事業者への啓発などを行い、さらに市職員への研修の実施も規定。また、障害のあるなしにかかわらず、相互理解ができる場の提供についても規定した。
- ・情報発信では、意見交換で学校卒業後に福祉情報を取得できないという意見があった

ので、情報を取得できるように市は情報発信をすること、取得できる環境整備を推進するように規定した。

- ・教育保育では、こちらも意見交換で多数意見があったインクルーシブ教育の促進を定めている。また、そのために必要な調整や支援を行うようにも規定。
- ・意思疎通支援では、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を、市は率先して取り組むことを規定。また、不足する意思疎通支援者の確保についても規定した。
- ・相談体制については、相談者にとって身近な相談しやすい場所を確保すること。相談員の確保、さらにピア相談員の確保。また、相談支援事業所や当事者団体と連携して取り組むことを規定している。さらに、WGでの意見を踏まえ、事業所への合理的配慮提供の義務化を見据えた、事業所からの相談体制も規定した。
- ・最後に、基礎的環境整備について。障害者への配慮のある施設整備について、改めて、福岡県のまちづくり条例を守ることを規定した。
- ・以上が条例検討ワーキングでの手続き規程策定の素案である。

<会長>

- ・以上、事務局より説明があったが、各委員から意見や質問は。

<委員>

- ・資料7ページ。令和3年11月の講演会の題名に誤字がある。

<事務局>

- ・市HPに公表するときには修正して掲載する。

<委員>

- ・調整委員会の人数や名称は今後検討となっているが、現時点で人数や開催頻度について、考えがあれば教えてほしい。

<事務局>

- ・差別の申立てを扱う、つまり個人情報扱うことから少数が適正ではないかと考えている。また、いつから動き出すのかということについては、市の附属機関にあたるものであり委員体制を整備するのに時間がかかると思う。しかし、速やかに実施できるように努めたい。

<委員>

- ・資料17ページ、相談体制について。WGでの意見を踏まえ修正するようになっていたと思うが、修正前の条文となっている。これはどういうことか。

<事務局>

- ・資料は修正前のものであったので、口頭で修正文を読み上げる。第2条は、「市は、前項の相談体制の充実のため、特に次の各号に掲げる事項について推進するものとする」と修正する。読む人によっては誤解する可能性のある検討という言葉削除し、推進することを直接的に表現するように修正した。
- ・この修正にあわせ、以降の各号の文末についても、第1項では「確保」を追加し、第4項では「について」を削除するように修正する。

<委員>

- ・総則や責務の部分に該当することなのかもしれないが、財政上の措置、例えば合理的配慮をするための補助や助成について、市の責務としてどのように考えているのか。明石市条例のように財政上の措置を定めなければ、差別解消はなかなか進まないと思う。

<事務局>

- ・同様の意見は条例をつくる会からも出され、つくる会とは何度か意見交換を行った。結論として、今回の条例には財政上の措置という文言を入れる予定はない。予算要求については、推進すべき事業、達成しなければならない目標のために、適正な事業は何か、その事業を行うために必要な額を予算化し、それを財政部局の審査を受ける流れとなっている。条例に財政上の措置と明記しても予算が確保されるわけではない。
- ・代わりに、必要な施策については基本方針に定め、それを本協議会で議論し、必要な事業を計画し予算要求するという流れになる。条例には文言を入れないが、結果として、差別解消の施策をしっかりと推進することになるのでご理解をいただきたい。基本方針については、今後本協議会にも提示していく予定。

<委員>

- ・17ページの文言について確認したい。情報発信では「促進する」、意思疎通支援では「進める」、それ以外の箇所は「ものとする」となっている。この使い分けの意図は何かあるのか。

<事務局>

- ・この施策規定は意見交換でのキーワードをヒントに、市のオリジナルの規定となっている。表現については、名古屋市や他市の条例の書きぶりを参考にしているため、整合性が取れていない部分があると思う。今後、最終的に法制部局に確認してもらい、しっかり整えた文章にする予定。

<委員>

- ・施策規定の教育保育について。私は障害児も普通学校へという活動をしている団体、インクルーシブネットワーク福岡の代表をしている。インクルーシブ教育を定義することはできないのかもしれないが、文科省の定義が変わるたびにコロコロ変わるものではとても安心して過ごせない。教育の場で価値観が変わることは子供たちにとってとても困ることなので、ぜひ中身をきちんと確認していただきたい。
- ・私たちは、ともに学ぶ、ともに過ごす場を保障した上で、個別の教育のサポートをするということを原点としている。子供たちは一緒に過ごさないとお互いことが分からない。共に過ごす中で、コミュニケーションなどの課題をどう折り合いをつけるかを学ぶ。経験しないことには社会に出て行けないと思っている。今、分離教育が進みつつあるので、ぜひ共に過ごすことを保障していただきたい。

<事務局>

- ・同様の意見はつくる会からもいただいていた。インクルーシブな教育とは、そもそも権利条約において最初に登場した言葉と思う。ここで文科省を記載した理由は、現在も生きている定義であることを言いたくて書いている。グローバルスタンダードの権

利条約で出された表現なので、その考えは変わらないものと認識している。

- ・この定義については、基本方針では十分に説明できると思うので、インクルーシブ教育というのは権利条約から始まった言葉であることを、改めて説明させていただきたいと思う。

<委員>

- ・財政上の措置の続きで、例えば、視覚障害の方のためにレストランが合理的配慮をすることになったときには、その相談には応じるということなのか。

<事務局>

- ・これは、相談体制の充実の第2条第4項で「事業者からの合理的配慮の提供等に関する相談体制について」と定めている。これは、必ずしも財政上の措置、例えば補助金を出して改築する等の話でない。地方財政の考え方でいうと、個人の所有物に対し税金を投じて資産価値を向上させるということが是か非かという議論がそもそもある。安易に資産価値を上げるようなことに補助金を出せるのかということは、今の段階では回答が非常に難しい。
- ・ここで想定していることは、決して環境整備を伴わなくとも行える合理的配慮があるはずということ。その対応方法について話を聞きながら助言をしていくということ想定している。
- ・例えば、車椅子の方が入れないという話であれば、スタッフの方で抱えれば入ることができるのではないかなど助言をさせていただきたいと考えている。必ずしも、環境整備をしなくてもできることが何かしらあるのではないかという視点で相談を受けたい。必要な補助金を使わないとできないようなものがある場合は、その際に考えなければならないと考えている。

<委員>

- ・手続規定の第2条第4項第1号において「法令又は制度について優れた識見を」とあるが、「優れた」という言葉はいるのだろうか。

<事務局>

- ・「優れた識見を有する」の意図としては、法令に詳しい方、例えば弁護士や司法書士など数多くいると思うが、その方たちが全て差別事例を扱っているとは限らない。優れたとは頭が良い、成績が優秀という意味ではなく、そのような差別事例を数多く扱い、解決に向けて尽力してきたかどうかという趣旨である。参考までにどのような点が引かかるのか。

<委員>

- ・このことが優生思想につながることをとても危惧している。現在、出来ることが良い、出来ない人は駄目だという思想が強い世の中。ここに優れたという言葉が出てくると、優れた人しか委員にはなれないという意識を持たせるのではないかという懸念がある。

<事務局>

- ・その思いは把握していなかった。これは、別の言葉に置き換える。

<委員>

- ・私も「優れた」という言葉に引っかかりを持っていた。また、(1) 制度に優れた識見を有する者、(2) 当事者とあるが、当事者が識見の次に書かれていることは、やはりそのような思想なのではないかと勘繰ってしまう。

<事務局>

- ・順番には意図はないので換えさせていただく。

<委員>

- ・手続規定の第1条相談では、具体的な相談窓口を述べないことから総括的な表現になっており、結果として、施策規定の相談体制の充実とほぼ同じ文章になっているところが気になる。
- ・WG委員の意見によって申立て支援が条文に盛り込まれており、とても良い条文になっていると思う。このような手が伸びるような支援を、相談体制の充実にも入れ込めたらいいのではないかなと思う。
- ・施策規定は久留米市のオリジナルという説明を受けて、この中に雇用など他の分野のことも盛り込んではどうかと思った。WGではこのような意見は出なかったのか。

<事務局>

- ・手続規定の相談における体制とは、あくまで市の相談体制であり、それが分かる表現にすべきと思っていた。この表現は、今後修正させていただき、最終的にこの場でお諮りをさせていただく。
- ・施策規定の要素というのは、意見交換会で出てきたものをピックアップしたもの。意見交換会であまり主張がなかったものについては分野として出てきてない。政策規定に書いていなかったら取り組まないということではなく、この施策規定に書いていることは必ず基本方針で必要な施策を定めるとしているだけである。

<委員>

- ・さきほど「優れた識見」ということを言われていたが、「人権感覚が優れた」「人権意識に敏感な」人がいいと思う。

<事務局>

- ・委員の指摘を受けて、人権意識や人権感覚に優れたという表現になるように修正をさせていただく。
- ・実際に委員を選ぶ際には、選考基準を作る必要があるので慎重に取り組んでいきたいと思う。

<委員>

- ・先ほどインクルーシブ教育の話がされていたが、学校にある特別支援学級の有り様について、子供たちの交流学級での学びの時間と特別支援学級での学びの時間は、いわゆる特別な措置として支援学級を設置しているのだから、そこで学びの時間がやはりベースになるべきだ、半分を超える時間は特別支援学級での時間をという空気を以前よりも感じるようになってきている。
- ・このことが、先ほど委員が言っていたインクルーシブ教育という視点に立ったとき、

正直少し違和感をおぼえることが多くなってきたという実感がある。ある部分では、文科省から「より共に」という話も出ており、そこに最近矛盾を感じている。このことは、条例制定に関わる大事なことと思いつながら、各委員の意見を聞いていた。

<委員>

- ・施策規定に教育保育が記載されているので、別件ではあるが、市としての取り組みとして、幼稚園と保育園では障害児への加配の補助にとっても格差があることを言いたい。保育園は市から、私立幼稚園は県から補助ということで格差が生じる。同じ子供を預かる側としては、加配が必要な方に対し、その額が幼稚園と保育園とで違うということについてこれから市として取り組んでほしいし、期待していきたい。
- ・それと、先ほども言われていたが、条例は一生涯のことでもあるのでここに載せているテーマ以外についても記載したほうがいいのではないかと思った。

<事務局>

- ・加配の話は様々なところで話を聞いており、この条例ができたならば施策を進めていくときに必要な支援をしながら、インクルーシブな教育保育を実施していかなければならないという立場で障害者福祉を進めていく。その際に、事業者側、今回で言うと、保育園や幼稚園に人手が不足するという障壁があるのであれば、その障壁を解決するための手だてとして、この加配加算というのがあれば、その障壁が解決できるという議論が成り立てば予算要求できると思う。このことは、現時点でも障害者福祉課として課題だと認識し、子ども未来部とは幾度か話をしている。この取り組みを進めていく必要があると思っている。
- ・人生のあらゆるシーンにおける部分も書くべきだという意見については、先ほども話したとおり、これは意見交換会での施策の要素であり、今後、人生のあらゆるシーンについてもやはり施策にすべきという意見があれば、それは今後お諮りする基本方針で議論をしていただき、その中に盛り込んでいければと考えている。

<委員>

- ・私たちは地域福祉を推進するという立場で様々な活動をしているが、このような条例ができるということは本当に素晴らしいことだと思う。また、ここに参加をしている私の立場、役割としては、この条例を今後地域に広げていく、浸透させていくことが使命、役割であると考えている。

<委員>

- ・1点確認したいことがあり、施策規定の意思疎通支援に支援者の養成と書かれているが、これは現時点でどのようなことを想定されているのか。

<事務局>

- ・これは先ほども触れさせていただいたが、意思疎通支援者として想定していることは、地域生活支援事業に規定される意思疎通支援者を想定しており、1つは手話通訳者や手話奉仕員、次に要約筆記者や要約筆記奉仕員、それと盲ろう者通訳介助員を想定している。現時点ではこの3つを想定している。理由として現時点で担い手が年々減少しているという現状があり、このままでは市として意思疎通支援ができない事態に陥

りかねないという恐れを持っているからである。

<委員>

- ・できた条例をいかに市民に浸透させていくのかということも大事ではないかと思う。

<委員>

- ・この条例が、市の各部署でどのように位置付けられるのかということに心配している。  
例えば、先ほどから教育保育の分野で出ていた話を教育委員会がどこまで一体となって取り組めるのかということもある。
- ・各地域のコミュニティにどのように発信できるのかということも関心がある。

<副会長>

- ・条例を皆さんに知っていただくことを今から始めないといけないし、理解が難しい人たちのためには、条例の表現をどのようにしたらいいのか、例えばわかりやすい版を作らないといけないと考えている。

### 3. その他

### 4. 閉会

以上